

各 (都道府県知事
指定都市市長
中核市市長) 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令
の一部を改正する政令等の施行について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 408 号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成 26 年厚生労働省告示第 478 号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示（平成 26 年厚生労働省告示第 479 号）が、平成 26 年 12 月 19 日に公布され、平成 27 年 1 月 1 日から施行されることとなったところである。

改正の内容は下記の通りであるので、御了知の上、事務処理に遺漏のないようにされるとともに、管内市町村及び福祉事務所に対する周知方を願います。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

記

第 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令について

(1) 改正の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項に規定する「特殊の疾病」について、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号。以下「難病法」という。）に基づく指定難病にかかる検討を踏まえ、その要件を定めた上で、厚生労働大臣が定めることとするものである。

(2) 改正の内容

法第 4 条第 1 項に規定する「特殊の疾病」については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「施行令」という。）第 1 条に基づき、同令別表に具体的疾病名を掲げているところ、これを改め、「特殊の疾病」の要件を

- ①治療方法が確立していないこと
- ②診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっているものであること

③当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものであること
とした上で、厚生労働大臣が定めることとする。

第2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病について

(1) 改正の趣旨

施行令第1条に規定する「特殊の疾病」について具体的に定めるとともに、「特殊の疾病」から外れる疾病にかかっている者であって、施行の際（平成27年1月1日）、自立支援給付等を現に受けているもの又は受けたことがあるものについて、引き続き自立支援給付等が受けられるよう経過措置を置くものである。

(2) 改正の内容

施行令の改正に伴い、同令の「特殊の疾病」についてその具体的疾病名を定める。

施行令の改正に伴い、経過措置として、「特殊の疾病」から外れる「劇症肝炎」及び「重症急性膵炎」にかかっている者であって、施行の際（平成27年1月1日）、法に基づく自立支援給付等を現に受けているもの又は受けたことがあるものについて、引き続き自立支援給付等を受けられることとする。

第3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示について

・ 改正の趣旨及び内容

施行令の一部改正に伴い、以下の2本の告示について、難病患者等の定義の規定方法を改める等の所要の規定の整備を行うものである。

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める程度（平成25年厚生労働省告示第7号）
- ・ 障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）

第4 施行期日

いずれも、平成27年1月1日から施行する。

第5 留意事項

(1) 難病の患者に対する医療等に関する法律の施行について

難病法も、第1から第3までに示した政令及び告示と同日に施行することとされている。障害保健福祉主管部局及び衛生主管部局が連携し、指定難病の患者等の支援が適切に行えるよう特段のご配慮をいただきたい。

なお、難病法第5条に規定する指定難病は、「障害者の日常生活及び社会生活を

総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病」に掲げる「特殊の疾病」に全て含まれており、したがって特定医療費（指定難病）受給者証をもって、「特殊の疾病」の該当を判断して差し支えない。難病法に基づく指定難病と障害者総合支援法の「特殊の疾病」で異なる疾病名を用いているものについて、別添のとおり整理したので参照されたい。また、指定難病にかかっている者であって特定医療費の支給を受けていないものにおいても、障害者総合支援法の対象となり得るためご留意いただきたい。

(2) 「特殊の疾病」の見直しについて

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病」に掲げる「特殊の疾病」については、難病法の指定難病の検討に伴い、更なる見直しを行う予定としている。